

更正の請求書

発信年月日

通信日付印

確認

管理番号

受付印

所在地
(T E L) () -

法人番号

(フリガナ)

法 人 名

代表者氏名

年 月 日

佐 世 保 市 長 様

地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

対 象 事 業 年 度

年 月 日 から

年 月 日

摘 要

更正の請求前

更正の請求後

課税標準等

法人税法の規定によって計算した法人税額 ①

円

円

試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②

円

円

還付法人税額等の控除額 ③

円

円

退職年金等積立金に係る法人税額 ④

円

円

課税標準となる法人税額 (①+②-③+④) ⑤

,000 円

,000 円

分割基準 (佐世保市分/全従業者数) ⑥

/ 人

/ 人

分割法人における課税基準となる法人税額 (⑤×⑥) ⑦

,000 円

,000 円

法人税割

法人税割額 (⑤または⑦×税率) ⑧

税率 100

円

税率 100

円

市町村民税の特定寄附金税額控除額 ⑨

円

円

税額控除超過額相当額の加算額 ⑩

円

円

外国の法人税等の額の控除額 ⑪

円

円

仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑫

円

円

差引法人税割額 (⑧-⑨+⑩-⑪-⑫) ⑬

00 円

00 円

租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑭

円

円

納付すべき法人税割額 (⑬-⑭) ⑮

00 円

00 円

均等割

算定期間中において事務所を有していた月数 ⑯

月

月

均等割額 円 × ⑯ / 1 2 月 ⑰

00 円

00 円

合計市民税額⑮+⑰ ⑱

00 円

⑲

00 円

この請求により還付される市民税額 (⑱-⑲)

00 円

法 第 20 条 の 9 の 3 第 1 項 の 更 正 の 請 求 の 場 合

法 定 納 期 限

年 月 日

法 第 20 条 の 9 の 3 第 2 項 の 更 正 の 請 求 の 場 合

第1号の判決等の確定日

年 月 日

第2号の更正・決定等のあった日

年 月 日

第3号の政令で定める理由の生じた日

年 月 日

法 第 321 条 の 8 の 2 の 更 正 の 請 求 の 場 合

国の税務官署の更正の通知日

年 月 日

(更正の請求をする理由)

還付を受けようとする金融機関

銀行 支店

口座番号(普通 当座)

関 与 税 理 士

電話(

※法人税割の税率	〈平成26年10月1日以後に開始する事業年度〉	12.1%
	〈令和元年10月1日以後に開始する事業年度〉	8.4%